

社会福祉法人萬年青友の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萬年青友の会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に別表2のとおり、報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(費用)

第6条 役員等の出勤に要する費用については、給与規程第22条の規定に準ずる額を支給する。

- 2 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

令和 4 年 3 月 12 日一部改訂する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

名 称	報酬月額
常務理事	300,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

理事

名 称	報酬日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

監事

名 称	報酬日額
監事監査、理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

評議員

名 称	報酬日額
評議員会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

評議員選任・解任委員

名 称	報酬日額
委員会への出席	5,000 円